

AppleCare+ for Apple TV
AppleCare+ for Apple Watch
AppleCare+ ヘッドフォン
AppleCare+ for HomePod
AppleCare+ for iPad
AppleCare+ for iPhone
AppleCare+ for iPod

1.本プラン

本契約(以下「本プラン」)は、東京都港区六本木6丁目10番1号(〒106-6140)に所在するApple Japan合同会社またはその権利相続人(以下、「Apple」)が上記のプランに基づきAppleによってお客様に提供されるサービスを規定するものです。また本プランには、本契約、お客様のプラン確認書(以下「本プラン確認書」)、およびお客様が本プランを購入した際の領収書原本に記載されている条件が含まれます。お客様の本プラン確認書は、購入時にお客様に提供されるか、その後に自動的にお客様に送付されます。Appleから本プランをご購入いただいた場合は、mysupport.apple.com/productsで本プラン確認書の写しを入手できます。

本プランに基づく利益は、準拠法に基づくお客様の権利、およびメーカーによるハードウェア保証や無償テクニカルサポートに追加されるものです。本プランの条件は、特に明記されていない限り、固定期間の継続的補償期間(以下、「固定期間プラン」)、月単位の継続的補償期間(以下、「マンスリープラン」)、または年単位の継続的補償期間(以下、「年間プラン」)かを問わず、固定期間固定期間マンスリー同様に適用されます。本プランの支払いは、お客様または第三者(以下「支払いプランプロバイダ」)が行うことができます。

本プランの対象となる機器(以下「対象機器」と総称します)は、(i) お客様の本プラン確認書に記載されているAirPods、Apple TV、Apple Watch(対象Apple Watchと同じ箱に同梱されていたAppleブランドのバンド1本、Nikeスポーツバンド1本、またはHermèsスポーツバンド1本を含む)、Beatsデバイス、HomePod、iPad(お客様の対象iPadと互換性があり、それと併用される、Apple Pencil 1本、Apple Pencil Pro 1本、AppleブランドのiPad用キーボード1台のいずれかまたは任意の組み合わせ(「iPad入力デバイス」といいます)を含みます)、iPhone、またはiPod(以下「対象デバイス」といいます)、および(ii) お客様の対象デバイスの初期パッケージに同梱されていたアクセサリです。対象機器は、AppleまたはApple製品取扱店から新品として購入またはリースされている必要があります。対象機器の法的所有権がお客様に譲渡される場合、本プランは本書の第10項に沿ってお客様に譲渡される必要があります。対象機器には、本プランの第3条に基づいて、Appleからお客様に提供された交換品が含まれ、これにはお客様の対象iPadと使用するiPad入力デバイスが含まれます。

本プランは、お客様の対象機器に適用されることのみを意図しており、お客様の対象機器にのみ適用されます。本プランはお客様による商業的利用を目的としておらず、経済的利益を得るためにお客様が本プランを使用することはできません。経済的利益には他者が所有するデバイスや本プランの対象ではないデバイスのためにサービスを請求することを含みますが、これらに限定されません。疑義を避けるために明記すると、定期プランの譲渡に関する本プラン第10項の定めに基づく場合を除き、お客様は、本プランに基づくお客様のいかなる権利も、売却、譲渡、請け負わせること、委任すること、または与えることはできません。Appleは、遵守を確実なものにするため、お客様のサービスリクエストをモニタリングする権利を有します。本条項への違反があった場合、本プランが無効になる場合があります。

2.本プランの期間と更新

本プランの保証は、お客様が本プランを購入した時点で開始し、解約しない限り、本プラン確認書に指定された日付(以下「本プランの期間」)まで継続します。

マンスリープランの場合、本プランの期間は1か月です。以下の第9項で定める通り、お客様のプランは、解約しない限り、解約時まで毎月自

動的に更新されます。Appleが修理部品を入手できないために対象機器を修理できなくなった場合にも本プランは解約され、その場合Appleは解約の30日前に書面で(または法の要求に基づくその他の方法で)お客様に通知します。対象機器によっては、マンスリープランを利用できない場合があります。

年間プランの場合、お客様のプラン期間は1年間となります。お客様のプランは、下記第9条により定められている方法を通じた解約がない限り、解約時まで毎年自動的に更新されます。これには、サービス部品の入手不能によりAppleがお客様の対象機器のサービス提供を継続できなくなった場合も含まれます。その場合、Appleは解約の60日前に書面で(または法の要求に基づくその他の方法で)お客様に通知します。年間プランは一部対象機器ではご利用いただけない場合があります。

固定期間プランの場合、本プランの期間は本プラン確認書に記載されています。Appleは、固定期間プランを更新する義務を負いません。Appleが更新を提案する場合は、その料金および条件をAppleが決定します。

マンスリープラン、年間プラン、および分割払いの固定期間プラン(利用可能な場合)については、お客様は、解約しない限り、当初の購入日以降に更新または分割払いが行われるつど、該当月の1日より前に、本プランの当初の購入時(または、支払いプランプロバイダによる別途の支払いが行われていない場合は初回プラン料金の支払い時)に使用されたクレジットカード、デビットカード、またはその他の承認済み支払い方法(Apple Payなど)(以下「支払い元」)に対して、更新料が自動的に請求されることに同意するものとします。支払い元に請求できず、更新料の支払いや分割払いが適切かつ適時に行われなかった場合は、その理由を問わず、解約通知書でお客様に通知された日付をもって本プランの保証が失効します。支払いが遅れた場合、Appleは準拠法に従って、その支払いを受諾し、その支払日を開始日とした更新を許可する権利を保有します。ただし、この実行に対する責任を負うものではありません。更新時にマンスリープランおよび年間プランの価格が変更される場合は、本プランの第11項で定める通り、事前にその値上げについて通知されます。ただしこの通知は、マンスリープランまたは年間プランのみを対象とします。

本プランの価格は、Apple、またはお客様が本プランを購入した別の販売業者(以下「Apple正規取扱店」)から発行された領収書原本に記載されています。

3.対象範囲

3.1 不具合または劣化したバッテリーに関するハードウェアサービス(以下「ハードウェアサービス」)

ハードウェアサービスは、本プランの期間中にお客様がAppleに対し、対象機器に材質上または製造上の不具合が生じた旨、または充電式バッテリーを内蔵する対象機器に関して、対象デバイスのバッテリーの蓄電能力が本来の仕様の80%未満になった旨のいずれかを通知することによって有効な請求を行った場合に提供されます。ハードウェア修理サービスの適用要件の詳細は、第3.3項をご確認ください。

iPad入力デバイスに対するハードウェアサービスは、お客様の対象iPadと使用する1つのiPad入力デバイス、および／または第3.3項に基づいてAppleからお客様に提供された、お客様の対象iPadと使用する交換品のiPad入力デバイスに限定されます。

本プランに基づくハードウェア修理サービス適用の例外は、第4項に記載の通りに適用されます。

3.2 過失や事故による損傷に関するサービス(以下「ADHサービス」)

ADHサービスは、本プランの期間中にお客様がAppleに対し、不測かつ不慮の外的事由(落下や液体接触による損傷など)の結果生じた過失や事故による損傷(以下「ADH」)により対象デバイスが故障した旨を通知することにより有効な請求を行った場合に提供されます。損傷は、対象デバイスの機能に影響を与えるものでなければなりません。ADHサービスの適用要件の詳細は、第3.3項をご確認ください。

本プランに基づくADHサービス適用の例外は、第4項に記載の通りに適用されます。

3.3 ハードウェア保証およびADHサービスの適用要件

本プランの期間中、ハードウェア修理サービスに対する有効な請求またはADHサービスに対する有効な請求を送信した場合、Appleはその裁量により、以下のことを行います。(i) 新品の部品、またはテスト済みでAppleの機能要件に合格した以前に使用されたApple純正部品を使用して無償で不具合品の修理を行うか、(ii) 当該対象機器を新品の交換品、または新品および／またはテスト済みでAppleの機能要件に合格した以前に使用されたApple純正部品で構成された交換品と無償で交換します。

(i) および(ii)に基づく修理または交換が不可能または利用できない場合、保険会社は、対象デバイスのAppleの現在の小売価格（もしくはその時点でAppleが対象デバイスのモデルを販売していない場合、Appleが対象デバイスのモデルを最後に販売した小売価格）、または購入証明書の原本に記載されている、対象デバイスに対して支払われた金額のいずれか大きい方と同額を、Apple Storeクレジット、Appleギフトカード、または現金で払い戻します。払い戻しが行われた場合、元の対象デバイスはAppleの所有物となり、対象デバイスを所有していないことを理由にお客様の本プランは自動的に解約されます。

ADHサービスには、以下に記載するサービス料の支払いが必要です。お客様に提供される各ADHサービスは「サービスイベント」であり、以下に記載するサービス料が適用されます。

Appleが対象デバイスを交換する場合、本プランに基づいて提供されるすべての交換品は、元の対象デバイスと同一の機能もしくは実質的に類似の機能（同一もしくは強化された技術的な特徴もしくは機能を持つ、異なるモデルで機能が同一、または同一のモデルで色が異なる機器など）を備えるものになります。またはAppleの選択により、元の対象デバイスとは異なる技術的または機能的な特徴または機能を備える、同じまたはより新しいモデルになります。Appleが対象デバイスを交換する場合、元の製品はAppleの所有物、交換品はお客様の所有物となり、本プランの残りの期間中、有効な保証が適用されます。対象デバイスに対するApple Watchバンド以外の交換用アクセサリ（AirPods Maxクッションなど）は、在庫状況に応じて素材および色が異なる場合があります。対象Apple Watchバンドについては、対象Apple Watchと同じ箱に同梱されていたバンドにかかわらず、Appleの裁量により決定したスタイル、素材、および色のAppleブランドのバンドに交換されます。

Appleは、デバイスまたは元の部品が供給された国とは異なる国から供給された対象デバイスまたは交換部品をサービスに使用場合があります。

なお、以下に規定されるサービスは、テクニカルサポートの対象範囲外です。

3.4 サービス料およびサービスイベント

お客様がADHのサービスを受けることを「サービスイベント」と呼び、以下に記載されるサービスイベント料金の対象となります。お客様は、本プランが有効である間、本プランが解約されるか、またはほかの方法で終了する日まで、お客様の対象デバイスのために、サービスイベントを無制限に受けることができます。提出されるサービスイベントの依頼のうち、本プランが解約された後、または終了した後にAppleが受領した依頼は、本プランの対象とはなりません。

重要：ADHサービスの提供に関する除外事項については、第4項を参照してください。

以下のサービス料が各サービスイベントに適用されます。

AirPods :	3,700円(税込)
Apple TV :	1,800円(税込)
Apple Watch (Ultra、Hermès、Edition を除く) :	9,200円(税込)
Apple Watch Ultra :	10,700円(税込)
Apple Watch Edition、Hermès、Hermès Ultra :	10,700円(税込)
Beats :	3,700円(税込)
HomePod mini :	1,500円(税込)
HomePod :	4,100円(税込)
iPad :	
iPad入力デバイス :	
Apple Pencil :	3,700円(税込)
Apple Pencil Pro :	3,700円(税込)
AppleブランドのiPad用キーボード :	3,700円(税込)
画面のみの損傷 (iPad Air 11" (M4、M3、M2)、iPad Air 13" (M4、M3、M2)、iPad Pro 11" (M5、M4)、iPad Pro 13" (M5、M4)、iPad (A16)、iPad mini (A17 Pro)、のモデルのみ) :	3,700円(税込)
過失や事故によるその他の損傷 (iPad Air 11" (M4、M3、M2)、iPad Air 13" (M4、M3、M2)、iPad Pro 11" (M5、M4)、iPad Pro 13" (M5、M4)、iPad (A16)、iPad mini (A17 Pro) :	12,900円(税込)
過失や事故によるその他の損傷 (その他の全モデル) :	4,400円(税込)
iPhone :	
画面のみの損傷 :	3,700円(税込)
背面ガラスのみの損傷 (iPhone 12より前にリリースされたiPhoneのモデルおよびiPhone SEは対象外) :	3,700円(税込)
過失や事故によるその他の損傷 :	12,900円(税込)
iPod :	3,400円(税込)

*これらは税込料金で、お客様にお支払いいただきます。

iPad入力デバイスに対するADHサービスは、iPadに対するADHサービスとは別のサービスイベントとしてみなされ、iPadとiPad入力デバイスが同時に損傷した場合でも、別途サービスイベント料金が適用されます。iPad入力デバイスに対するADHサービスは、1台のiPad入力デバイス、または本プランの第3項に基づいてAppleからお客様に交換品として提供された、お客様の対象iPadと併用されるiPad入力デバイス、あるいはその両方に限定されます。

iPadの画面のみの損傷に係るすべての請求に関して、当該ADHサービスに対して、上記のiPadの画面のみの損傷に対するサービスイベントの料金が適用されます。この場合、Appleが対象デバイスの画面を交換する上で妨げとなる、画面の損傷以外の損傷(筐体の湾曲やへこみはその一例です)が伴っていないことが条件となります。画面の損傷以外の損傷を伴う対象デバイスは、ADHサービスに関して、過失や事故によるiPadのその他の損傷に該当するものとして課金されます。

過失や事故によるiPadの画面のみの損傷に係る請求にあたってエクスプレス交換サービス(以下「ERS」)のご利用を選択された場合、当該請求は、過失や事故によるiPadのその他の損傷に該当するものとして課金されます。

iPadの画面のみの損傷の修理とサービスイベントの料金は、上記のサービスイベントの料金の表で指定されたiPadモデルにのみ適用されます。

iPhoneの画面のみまたは背面ガラスのみの損傷のサービスイベントの場合は、iPhoneの画面のみの損傷または背面ガラスのみの損傷のいずれかのサービスイベント料金が各サービスイベントに適用されます。Appleが対象デバイスの画面または背面ガラスを交換する上で妨げとなる、画面以外のその他の損傷(筐体の変形やへこみを含むが、これらに限定されない)がないことが条件となります。その他の損傷がある対象デバイスは、iPhoneの過失や事故によるその他の損傷として請求されます。

iPhoneの画面のみおよび背面ガラスのみの損傷のサービスイベントの場合は、iPhoneの画面のみの損傷および背面ガラスのみの損傷のサービスイベント料金の両方が各サービスイベントに適用されます。Appleが対象デバイスの画面および背面ガラスを交換する上で妨げとなる、画面以外のその他の損傷(筐体の変形やへこみを含むが、これらに限定されない)がないことが条件となります。その他の損傷がある対象デバイスは、iPhoneの過失や事故によるその他の損傷として請求されます。

iPhoneの画面のみ、iPhone背面ガラスのみ、またはiPhoneの画面のみおよび背面ガラスのみの過失や事故によるその他の損傷の請求には、エクスプレス交換サービス(以下「ERS」)を選択することができますが、当該サービスにはiPhoneの過失や事故によるその他の損傷によるサービスイベント料金が請求されます。

背面ガラスのみの損傷の修理は、iPhone以外のデバイスでは利用できません。背面ガラスのみの損傷の修理は、iPhone 12より前にリリースされたiPhoneのモデルおよびiPhone SEでは利用できません。

日本以外の国で本プランに基づくサービスをお求めになる場合、サービス料または当該国／地域でのこれに相当する料金はその国の通貨でお支払いいただく必要がある場合があり、その国における料金が適用されます。詳細は、apple.com/jp/legal/sales-support/applecare/applecareplus/にアクセスして、適切なデバイスとお客様がサービスをお求めになる場所を選択し、適用される諸条件と料金をご覧ください。

3.5 テクニカルサポート

本プランの期間中、Appleはお客様に対して、対象機器に関する電話およびWebによるテクニカルサポート(以下「テクニカルサポート」)を優先的に提供します。テクニカルサポートには、ファイルの保存、取得、管理などを含む、インストール、起動、設定、トラブルシューティング、修復(データの復元を除く)に関するサポート、システムエラーメッセージの解釈、ならびにハードウェアサービスが必要な時期やADHサービスの適用可否の判断などが含まれます。Appleは、サポート対象ソフトウェアのその時点での最新バージョンおよび直前のメジャーリリースに関するサポートを提供します。本項において「メジャーリリース」とは、「1.0」や「2.0」などのリリースナンバー形式によってAppleが商業的にリリースする重要なソフトウェアバージョンであり、ベータ版やプレリリースの形式でないものを意味します。

Appleテクニカルサポートの対象範囲は以下に制限されます。(i) 対象機器、(ii) Appleブランドのオペレーティングシステム(以下「OS」)、および対象機器にあらかじめインストールされている、または対象機器で動作するよう設計されたAppleブランドまたはBeatsブランドのソフトウェアアプリケーション(以下「コンシューマソフトウェア」)、(iii) 対象機器への接続仕様を満たし、対象機器に対応するオペレーティングシステムを使用しているノートパソコン、デスクトップパソコン、互換性のあるテレビ、またはその他のワイヤレス機器と対象機器との接続に関する問題。

なお、以下に規定されるサービスは、テクニカルサポートの対象範囲外です。

4.対象範囲外

4.1 ハードウェアサービスとADHサービス

Appleは、ハードウェアサービスおよびADHサービスの提供対象国を、お客様が最初に対象機器を購入した国に限定する場合があります。ハードウェアまたはADHサービスが提供される条件として、対象機器はすべて、元のすべての部品またはAppleの純正交換部品が含まれた完全な状態でAppleに返却される必要があり、お客様は第7条に記載された「お客様の責任」に従う必要があります。なお、この制限は消費者法によるお客様の権利を妨げるものではありません。他社の部品が組み込まれている場合、保証の対象外となる可能性があります。

Appleは、以下に関するハードウェアサービスまたはADHサービスを提供しません。

- (a) 通常の使用による経年劣化、または対象機器の機能に影響しない外観上の損傷
- (b) 予防保守
- (c) 紛失または盗難にあった対象機器の交換
- (d) 無謀行為、乱用行為、故意や意図的な行為、または通常ではない方法やAppleが意図していない方法による対象機器の使用によって生じた損傷
- (e) 対象機器または対象機器の修理中に実施される機器の設置、取り外し、廃棄
- (f) 対象機器で使用される他社製の部品または付属品を含む、対象機器ではない製品によって生じた損傷
- (g) 対象機器ではない製品の損傷
- (h) Appleまたは正式な権限を有するApple担当者以外によって開封、修理、改造、改変された対象機器の損傷(原因を問わず)
- (i) お客様が対象機器を購入した後に本プランを購入した場合における、本プランの購入前に対象機器に生じていた状態
- (j) シリアル番号が改変されている、判読できない、または削除されている対象機器の損傷
- (k) 火災、地震、その他の外的要因によって生じた損害
- (l) 対象機器ではないApple Watchバンドの損傷の修理
- (m) 本プランに具体的に記載されている保証対象の損失以外の原因または損失(該当するシステムの不正アクセスまたは不正使用、サービス拒否攻撃、悪意のコードの受信または送信を含む)の結果として生じた、対象機器内で情報を保存、処理、アクセス、送信、または受信するために使用される電子ハードウェアまたはソフトウェア、あるいはそのコンポーネントの損失、使用の損失、損傷、破損、アクセス不能、または操作不能
- (n) 対象機器内に保存されている電子データの損失、使用の損失、損傷、破損、アクセス不能、または操作不能(これにはデータの不正アクセスまたは不正使用、サービス拒否攻撃、または悪意のコードの受信または送信によって生じた該当する損失が含まれる)
- (o) お客様自身が金銭的利益を得る商業的な目的のためにお客様が本プランに基づいてデバイスに対するサービスを請求している場合。これには本プランに基づくいずれかのお客様の権利をお客様が販売した場合、譲渡した場合、請け負わせた場合、委任した場合、与えた場合を含みますが、これらに限定されません(ただし本プランの第10項に規定されている場合を除く)。

4.2 テクニカルサポート

Appleは、以下の状況ではテクニカルサポートを提供しません。

- (a) OSおよびコンシューマソフトウェアをサーバーベースのアプリケーションとして使用している
- (b) ソフトウェアをその時点での最新バージョンに更新することで問題が解決する可能性がある
- (c) 他社製品に関するサポート、または他社製品が対象機器に与える影響や相互作用に関するサポート
- (d) コンシューマソフトウェアまたは対象機器の接続の問題に関連しないコンピュータまたはOSの使用に関するサポート
- (e) コンシューマソフトウェア以外のソフトウェアに関するサポート
- (f) (f)「ベータ版」、「プレリリース」、「プレビュー」、または類似する呼称が適用されているコンシューマソフトウェアに関するサポート
- (g) 対象機器に保存または記録されているあらゆるソフトウェアやデータに関する損害や損失に関するサポート(注: ソフトウェアプロ

グラムおよびユーザーのデータの復元や再インストールは、本プランの対象外)

- (h) 本プランに具体的に記載されている保証対象の損失以外の原因または損失(該当するシステムの不正アクセスまたは不正使用、サービス拒否攻撃、悪意のコードの受信または送信を含む)の結果として生じた、対象機器内で情報を保存、処理、アクセス、送信、または受信するために使用される電子ハードウェアまたはソフトウェア、あるいはそのコンポーネントの損失、使用の損失、損傷、破損、アクセス不能、または操作不能
- (i) 対象機器内に保存されている電子データの損失、使用の損失、損傷、破損、アクセス不能、または操作不能(これにはデータの不正アクセスまたは不正使用、サービス拒否攻撃、または悪意のコードの受信または送信によって生じた該当する損失が含まれる)

5. サービスやサポートを利用する方法

Appleにお電話(日本国内からは0120-277-535、日本国外からは(81) 3-6365-4705)いただくか、support.apple.com/ja-jpにアクセスしていただくことにより、サービスまたはテクニカルサポートを受けることができます。その際は、本プランの契約番号または対象デバイスのシリアル番号を提示する必要があります。また、Appleが求めた場合は、本プラン確認書、および対象デバイスと本プランの領収書原本を提示していただく必要があります。

6. サービスのオプション

Appleは、お客様に対して修理や交換サービスを提供する方法、およびお客様の対象機器が特定のサービス方針の適用対象となるか否かを変更する場合があります。

サービスは、お客様がサービスを依頼する国で利用可能なオプションに限定されます。サービスのオプション、部品の在庫、対応にかかる時間は、状況によって異なる場合があります。購入国以外の国で対象機器に対するサービスを利用できない場合、サービスが利用可能な国でサービスを受けるための送料および取扱手数料を、お客様にご負担いただく場合があります。購入国以外の国でサービスをお求めになる場合、お客様には輸出入に適用されるすべての法律および規制を遵守していただくとともに、すべての関税、付加価値税、その他の関連する売上税および諸費用をご負担いただきます。国外でのサービスが行われる場合、Appleは製品および部品を、現地の基準に合致する同等の製品および部品を使用して修理または交換することがあります。

Appleは、以下の1つまたは複数のオプションを通じてお客様にハードウェアサービスまたはADHサービスを提供します。

(a) 持ち込み修理。持ち込み修理はほとんどの対象機器で利用可能です。その場合は、持ち込み修理を実施するApple Store直営店の拠点またはApple正規サービスプロバイダ(以下「AASP」)に対象機器をお持ち込みください。サービスはそのストアで提供される場合もあれば、そのストアが対象機器をApple修理サービス(以下「ARS」)サイトに送付して修理が行われる場合もあります。お客様はすみやかに対象機器を引き取る必要があります。

(b) ピックアップ&デリバリー修理サービス。Appleがお客様の対象機器がピックアップ&デリバリー修理サービスの対象になると判断した場合は、Appleの指定業者が対象機器を引き取りに伺います。修理サービスが完了すると、Appleは対象機器または交換品をお客様に返送します。お客様がすべての手順に従った場合、Appleは、お客様の所在地からの往復のピックアップ&デリバリーの送料を負担します。

(c) エクスプレス交換サービス(以下「ERS」)または在宅自己交換修理(以下「DIY」)サービス。ERSは特定の対象機器に対して利用できます。DIYサービスは、多くの対象機器で利用できます。このサービスでは、お客様自身が対象機器を交換修理できます。Appleが、交換された対象デバイスまたは部品の返却を要求する場合は、お客様が交換されたデバイスを指示通りに返却するまで、交換用デバイスまたは交換部品の小売価格および該当する送料の支払保証のため、Appleがクレジットカードによる支払承認を求める場合があります。お客様の都合によりクレジットカードによる支払承認を行えない場合は、サービスを利用できないことがあります。その場合、Appleはほかの修理サービスの手配をご案内します。交換されたデバイスまたは部品が指示通りに返却されない場合、またはサービス対象外のデバイスまたは部

品が返却された場合は、承認料金をお客様のクレジットカードより引き落とさせていただきます。Appleが、交換されたデバイスまたは部品の返却を要求しない場合、Appleは交換品のデバイスまたは部品を、該当する指示書または交換されたデバイスや部品の廃棄条件と共に、無料でお客様に送付します。いずれの場合も、Appleは、ERSまたはDIYサービスに伴うお客様の人件費を負担しません。

お客様は、iPhoneの画面のみ、iPhoneの背面ガラスのみ、またはiPhoneの画面と背面ガラスの両方の損傷に関するADHサービスイベントのどれについてもERSのご利用を選択することができますが、対象機器の交換品がお客様に提供されるため、当該サービスには、第3.4項の表に規定されている過失や事故によるiPhoneのその他の損傷に対するサービスイベント料金が適用されます。

iPadの画面のみの損傷に係る請求にあたってERSを利用する場合、対象機器の交換品がお客様に提供されるため、当該サービスには、第3.4項に規定されている思いがけないiPadのその他の損傷サービスイベントの料金が適用されます。

iPodではERSを利用できません。

7. お客様の責任

本プランにおけるサービスまたはサポートを利用する場合、お客様は、以下の項目に従うことに同意するものとします。(i) 本プランの契約番号および本プランの購入証明書原本の写しを提供すること、(ii) 対象機器の問題の症状および原因に関する情報を提供すること、(iii) 対象機器の診断または修理に必要な情報の提供要請に対応すること、(iv) Appleからの指示に従うこと、(v) サービスを請求する前に、公表されている最新のリリースにソフトウェアを更新すること、(vi) 対象機器に保存されているソフトウェアおよびデータをバックアップすること。

ハードウェアサービスの過程で、Appleは対象機器内のデータを消去し、ストレージメディアを再フォーマットします。お客様の対象機器や交換用機器は、対象機器の出荷時の構成に、該当するアップデートを適用した状態で返却または提供されます。Appleは、ハードウェアサービスの一環としてOSのアップデートをインストールする場合があります。これは、対象機器が前のバージョンのOSに戻るのを防ぐためのものです。OSをアップデートした結果、対象機器にインストールされていた他社製アプリケーションが、対象機器との互換性を維持できなくなる場合や、正常に動作しなくなる場合があります。ほかのすべてのソフトウェアプログラム、データ、パスワードの再インストールについては、お客様が責任を負うものとします。

8. 責任の制限

準拠法によって最大限認められる限り、AppleとAppleの従業員および関連エージェントは、いかなる状況下においても、お客様またはその後の対象機器所有者に対し、本プランにおけるAppleの義務に起因する、プログラムやデータの復元／再プログラミング／再生の費用、データの機密保持の不履行、商業機会／利益／収入／想定される費用節減の損失などを含む（ただしこれらに限定されない）間接的または結果的な損害に関して責任を負いません。また準拠法によって最大限認められる限り、お客様およびその後の所有者に対する、本プランにおけるAppleとAppleの従業員および関連エージェントの責任は、本プランに対してお客様が支払った当初の金額を超えないものとします。Appleは特に、(i) プログラムまたはデータに対してリスクや消失を発生させることなく対象機器を修理または交換できること、(ii) データの機密性を保持すること、(iii) 製品が支障なく動作することまたは誤動作しないことを保証しません。

消費者保護法令に基づいて責任が制限される範囲において、Appleの責任は、Apple独自の選択により、対象機器の交換もしくは修理、またはサービスの提供に限定されます。

本プランのその他の規定にかかわらず、日本の消費者契約法の適用がある場合、Appleの債務不履行または不法行為により生じた損害を賠償する責任を制限する規定は、Appleの故意または重過失により生じた損害には適用しないものとします。

9.解約

9.1 解約に関するお客様の権利

お客様は、お客様の本プランの種類や理由にかかわらずいつでも、直ちに有効に本プランを解約することができ、その場合は以下に記載された通りに返金を受けることができる場合があります。返金を受けるには、プラン契約番号および／またはプランの購入証明書の原本を提供するよう求められる場合があります。

9.2 解約方法

(a) 対象機器の返却を伴う解約の場合：

元の販売チャネルの返却ポリシーに基づき、対象機器の返却とともに本プランを解約する（下取りの場合を除く）には、元の販売チャネル（Apple正規取扱店またはApple）を通じて対象機器を返却する必要があります。本プランの料金の全額が、お客様（または、支払いプランプロバイダ）に返金されます。Apple正規取扱店から対象機器を購入した場合は、以下に記載されているようにAppleに連絡してプランを解約する必要がある場合があります。対象機器を購入したのとは異なる販売チャネルから本プランを購入した場合は、Appleに連絡して本プランを解約する必要がある場合があります。

(b) Apple正規取扱店から購入した本プランの解約の場合：

(1) 固定期間プランをApple正規取扱店から購入し、本プランの購入から30日以内に解約する場合、Apple正規取扱店経由で本プランを解約する必要がある場合があります。

(2) Apple正規取扱店から固定期間プランを購入し、プランの購入後30日を超えて解約する場合、以下のいずれかの方法でお手続きいただけます。

(A) Appleに電話（日本国内からは0120-277-535、日本国外からは(81) 3-6365-4705）をかける。または

(B) Apple Mail Center宛て（AppleCare サービス & サポート製品事務局、〒106-6140 東京都港区六本木6丁目10番1号）に書面による通知を送付する。

固定期間プランを解約する旨の書面による通知を送付する場合は、お客様の対象デバイスのシリアル番号、プラン契約番号、プランの購入証明書、および連絡先情報をご提供ください。お客様の本プランは、お客様からの書面による通知の受領時点で解約されます。

(3) Apple正規取扱店からマンスリープランまたは年間プランを購入した場合は、そのApple正規取扱店に連絡してプランを解約してください。

(c) Appleから購入したマンスリープランまたは年間プランの解約の場合：

Appleから購入したマンスリープランまたは年間プランを直ちに解約するには、以下のいずれかの方法でお手続きいただけます。

(1) Apple に電話（日本国内からは 0120-277-535、日本国外からは(81) 3-6365-4705）でご連絡ください。または

- (2) Apple Mail Center 宛て(AppleCare サービス & サポート製品事務局、〒106-6140 東京都港区六本木 6 丁目 10 番 1 号)に書面による通知をご送付ください。

マンスリープランまたは年間プランを解約する旨の書面による通知を送付いただく場合は、お客様の対象デバイスのシリアル番号、プラン契約番号、プランの購入証明書、および連絡先情報を提供してください。お客様の本プランは、お客様からの書面による通知の受領時点で解約されます。

- (3) また、マンスリープランまたは年間プランを自動的に更新できないようにすることで、マンスリープランまたは年間プランを解約することもできます。これを行うには、対象デバイスでsupport.apple.com/HT202039にアクセスし、「サブスクリプションを解約する」を選択します。この場合、解約日は、お客様によって最後に支払われた月末日または年末日の24時となります。マンスリープランまたは年間プランは解約が行われた月末日または年末日まで有効のままになり、解約によるお客様への返金は行われません。

(d) Appleから購入した固定期間プランの解約の場合：

Appleから購入した固定期間プランを解約するには、以下のいずれかの方法でお手続きいただけます。

- (1) 利用可能な場合、および固定期間プランが Apple から購入された場合にのみ、App Store からダウンロードできる Apple サポートアプリの手順に従ってください。解約しようとしているお客様の本プランが表示されない場合は、お客様の Apple Account でアカウントの設定を完了する必要がある場合があります。さらにサポートが必要な場合は、support.apple.com/HT202704 を参照してください。
- (2) 利用可能な場合、および固定期間プランが Apple から購入された場合のみ getsupport.apple.com/products にアクセスし、「ハードウェア保証」>「AppleCare プランを解約する」を選択し、指示に従ってください。
- (3) Apple に電話(日本国内からは 0120-277-535、日本国外からは(81) 3-6365-4705)でご連絡ください。または
- (4) Apple Mail Center 宛て(AppleCare サービス & サポート製品事務局、〒106-6140 東京都港区六本木 6 丁目 10 番 1 号)に書面による通知をご送付ください。

固定期間プランを解約する旨の書面による通知を送付いただく場合はお客様の対象デバイスのシリアル番号、プラン契約番号、プランの購入証明書、および連絡先情報をご提供ください。お客様の本プランは、お客様からの書面による通知の受領時点で解約されます。

固定期間プランの資金調達が支払いプランプロバイダによって行われている場合、本プランを解約するには、Apple (日本国内からは0120-277-535、日本国外からは(81) 3-6365-4705)にお電話いただくか、支払いプランプロバイダに連絡してプランを解約するよう依頼してください。Appleは、本プランの支払いを行った金融機関に対して返金を行う場合があります。

9.3 マンスリープランの返金

対象機器の返却を伴わない形で、本マンスリープランを解約するためにAppleに連絡した場合、次の基準に基づいて計算される返金を受ける権利があります。

- (1) プランの最初の購入日または更新日から 14 日以内に本マンスリープランを解約した場合、全額が返金されます。
- (2) プランの最初の購入日または更新日から 14 日以上経過してから本マンスリープランを解約した場合、マンスリープランの残存期間に応じて比例配分した額の返金を受けることができます。

お客様が既にお客様の本プランに基づく有効な請求を行っている場合、その後は、解約のタイミングに関わらず、Appleはお客様が受領したサービスの対価をあらゆる返金から控除することができ、その結果お客様への返金が行われない場合があります。

前述のとおり、次のマンスリープランの更新を解除した場合、解約日は、お客様によって最後に支払われた月末日の24時となります。マンスリープランは解約が行われた月の末日まで有効のままになり、解約によるお客様への返金はありません。

9.4 年間プランの返金

対象機器の返品の有無にかかわらず、Appleに連絡してこの年間プランを解約する場合、お客様には、以下の基準に基づいて計算される返金額を受領する権利があります。

- (1) お客様のプランの最初の購入日または更新日より30日以内にこの年間プランを解約された場合、支払額は全額返金されます。
- (2) この年間プランをお客様のプランの最初の購入日またはプランの更新日から30日を超過して解約される場合、お客様は年間プランの残存期間に応じた日割り計算による返金を受けることができます。

お客様がすでに本プランに基づき有効な請求を行っている場合、解約の時期にかかわらず、Appleは返金額から受け取った給付の価値を差し引くことがあり、その結果、お客様への返金が行われない場合があります。

年間プランが第三者による融資により支払われている場合は、プランの解約に際し、金融機関への連絡が必要となります。Appleは、お客様のプランの料金をAppleに支払った金融機関に対して、支払うべき金額を返金する場合があります。

上記のとおり、次の年間プランの更新を停止した場合、解約はお客様が最後に支払った年間料金の対象期間の最終日の深夜まで延期されます。年間プランは当該年の末日まで有効であり、その時点で自動的に解約されます。なお、解約に伴う返金は一切行われないものとします。

9.5 固定期間プランの返金

対象機器の返却を伴わない形で、この固定期間プランを解約するためにAppleに連絡した場合、次の基準に基づいて計算される返金を受ける権利があります。

- (1) プランの購入日から 30 日以内にこの固定期間プランを解約し、プランの全額を支払った場合、全額が返金されます。
- (2) プランの購入日から 30 日以上経過してから本固定期間プランを解約し、プランの全額を支払った場合、プランの残存期間に応じて比例配分した額の返金を受けることができます。

お客様が既にお客様の本プランに基づく有効な請求を行っている場合、その後は、解約のタイミングに関わらず、Appleはお客様が受領したサービスの対価をあらゆる返金から控除することができ、その結果お客様への返金が行われない場合があります。

固定期間プランが支払いプランプロバイダを通じて資金調達されている場合、Appleは、本プランの支払いを行った金融機関に対して返金を行う場合があります。

9.6 解約に関するAppleの権利

理由の如何にかかわらず、支払い額（お客様に支払いの義務があるマンスリープランまたは年間プランの更新料や、その他の分割払い料金など）を支払い元に請求できず、お客様が期日または適用される更新日までに適切な支払いを行わなかった場合、本プランは未払いのため解約となり、期日または更新日以降に、本プランの保証が失効します。

現地の法律に特別な規定がない限り、不正行為もしくは重要な虚偽申告があった場合、またはお客様が本プランをお客様自身が金銭的利益を得る商業的な目的のために使用した場合、Appleは事前の通知なく直ちに本プランを解約することができ、またお客様に提供されたすべてのサービスの費用の即時支払を要求する場合があります、かついかなる種類の返金も行われません。

また、現地の法律に特別な規定がない限り、Appleが対象機器の修理部品を入手できない場合、またはAppleが対象機器のサービスを提供できなくなった場合、Appleは30日前に書面で通知することにより本プランを解約することができます。現地の法律で許可される場合は、Appleが修理部品を入手できないために本プランを解約する際に、本プランの残存期間に比例した金額がお客様に返金されます。

9.7 正規下取り時の解約

マンスリープランまたは年間プランの対象デバイスをApple Trade Inプログラムを通じて下取りに出した場合、かかる下取り機器はマンスリープランまたは年間プランを解約する意思の表明とみなされ、下取りが受理された時点で解約されます。

9.8 解約の効力

早期解約が有効になった時点で、本プランに基づくAppleのお客様に対するそれ以降の義務はすべて消失します。

10. 固定期間プランの譲渡

固定期間プランの場合のみ、お客様は、本プランにおけるお客様の権利のすべてを、1回に限り、第三者に対して永久譲渡することができます。ただしこの場合は、次のすべての条件を満たす必要があります。(i) お客様は当該第三者に対して、購入証明書原本、本プラン確認書、本プランの印刷物、本サービス契約を譲渡すること、(ii) support.apple.com/HT202712の指示通りにAppleに移転通知を行うこと、(iii) 当該第三者が、本サービス契約の条件を受諾すること。本プランの支払いが支払いプランプロバイダによって行われている場合、またはその他の方法で分割払いが行われている場合、被譲渡人は譲渡人のすべての支払い義務を引き継いで履行するものとします。被譲渡人がその支払い義務を履行しなかった場合は、第9項に記載されている該当する解約条項が直ちに有効になるものとします。譲渡についてAppleに通知する際は、本プランの契約番号、対象機器のシリアル番号、および新しい所有者の名前、住所、電話番号、メールアドレスを提示する必要があります。マンスリーおよび年間プランの移転は不可とします。

11. プランの変更

契約時に発行された本プランの利用規約は、本プランの期間中およびマンスリーまたは年間プランの更新による毎月の利用期間中、その効力を維持します。ただし、Appleが本プランの利用規約の改定を通知した場合は除きます。Appleは、30日（または法の要求に基づくそれ以上の日数）（以下「予告期間」）前に書面で通知することにより、本プランの利用規約のあらゆる部分（価格や適用されるサービス料を含む）をいつでも改定できるものとします。この通知は別個の書面やメール、またはその他の合理的な方法で提示されます。改定された本プ

ランの利用規約に同意しない場合、お客様は本プランを違約金なく解約できます。予告期間内に本プランを解約しなかった場合は、毎月または毎年の請求額、またはその他の分割払いの請求額(該当する場合)を引き続き支払うこと、または本プランの利用規約変更(価格やサービス料の変更に関するものを含む)の通知を受け取った後に本プランに基づく修理サービスを依頼することにより、改定された本プランの利用規約に同意したものとみなされます。ただしいかなる場合でも、第9項に基づき、お客様は本プランをいつでも解約できます。

Appleが本プランの内容を改定し、追加料金やサービス料の値上げなくお客様への保証内容を拡大することを決定した場合、その拡大された保証内容は直ちに本プランに反映されます。

12. 一般条項

(a) Appleは、Appleの義務の履行を第三者に請け負わせる、または委任することができますが、その場合でもAppleはお客様に対する義務からは免責されません。

(b) Appleは、Appleの合理的な管理範囲を超えた事由による本プランの不履行または履行遅滞に関して責任を負いません。

(c) お客様は、本プランにおけるサービスを受けるために対象機器に関する予防保守を行う必要はありません。

(d) 本プランは、日本においてのみ提供され、効力を有します。未成年者は、本プランを購入できません。

(e) Appleは、その義務の履行に際し、Appleによる顧客対応の品質を監視する目的に限定して、独自の裁量によってお客様とAppleとの通話の一部またはすべてを録音することがあります。

(f) お客様は、本プランにおいてAppleに開示される情報またはデータの一切が、お客様にとって機密または専有の情報でないことに同意するものとします。また、お客様は、Appleがいかなるサービスを提供する際にも、Appleがお客様に代わってデータを収集および処理できることに同意するものとします。これには、Appleが、関連会社またはサービスプロバイダに対し、Appleカスタムプライバシーポリシーに基づいてお客様のデータを送信する行為が含まれる場合があります。

(g) Appleは、不法なデータ破壊、不正アクセス、不正開示からお客様のデータを保護するセキュリティ対策を講じています。

(h) お客様は、本プランを購入することにより、Appleがapple.com/jp/privacy/contact/に記載されているAppleカスタムプライバシーポリシーに従ってお客様の情報を使用、処理、転送、および保護することを理解し、これに同意するものとします。前述の規定に影響を及ぼすことなく、お客様は、お客様の本プランに関連してApple、その関連会社またはサービスプロバイダが収集または生成する、お客様の氏名、デバイスのシリアル番号、連絡先情報、修理履歴、およびほかの個人情報を、Apple、その関連会社またはサービスプロバイダが次の目的のために使用および処理できることに同意するものとします。(i) 本プランに基づくサービスを提供および管理すること、および本契約を履行すること、(ii) サービスの質を確保すること、ならびに(iii) お客様の本プラン、関連する金銭的な取引、および本契約に基づいて提供されるサービスおよびサポートに関して、お客様と連絡を取ること。そのような目的のために、お客様は、これがApple、その関連会社およびサービスプロバイダの間におけるお客様の個人情報の転送を含む場合があることに同意するものとします。お客様の個人データの処理についてご質問がある場合は、提供された電話番号またはapple.com/legal/privacy/contactからAppleにお問い合わせください。お客様ご自身が、Appleが保持しているお客様情報へのアクセスまたは変更を希望される場合は、account.apple.comにアクセスしてお客様の個人連絡先情報を更新するか、apple.com/jp/privacy/contact/からAppleにお問い合わせください。

(i) 本プランの領収書原本および本プラン確認書を含む本プランの規約は、発注書やその他の書類の相反する条件、付加的な条件、またはその他の条件に優先して適用され、本プランに関するお客様とAppleとの完全なる合意を構成します。

(j) 各マンスリーまたは年間プランは、解約されない限り、本プランの当初の購入価格で自動的に更新されます。ただし、本プランの第11項に基づいて価格変更が事前に通知された場合は除きます。Appleは、固定期間プランを更新する義務を負いません。Appleが更新を提案する場合、その料金および条件はAppleが決定します。

(k) 本プランに関しては、非公式な紛争解決プロセスは一切利用できません。

(l) 本プランにおける「Apple」とは、**Apple Japan合同会社** (〒106-6140 東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ)であり、本プランの財務および法的責任者を指します。「Beats」とは、オーディオ機器を製造するBeats Electronics LLC (別称「Beats by Dr. Dre」)であり、Apple合同会社の子会社です。それらのオーディオ機器には、Beatsブランドの対象機器が含まれます。

(m) 本プランは、日本の法律に準拠します。本プランにおけるサポートサービスは、日本語でのみ提供されます。

(n) 日本以外の国において購入されたデバイスは、本プランに基づく保証の対象外となる場合があります。

電話番号

各国の電話番号については、support.apple.com/HT201232をご確認ください。

* 電話番号および営業時間は、変更される場合があります。フリーダイヤルは、すべての国で利用できるとは限りませ

ん。

050826 AC+ Japan v2.5 – Japanese